

平成 19 年 4 月 11 日

第 15 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. キノキシフェン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成 18 年 12 月 18 日に厚生労働省より意見聴取をされ、第 3 回確認評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

本剤は、肝毒性が主要毒性として認められたが、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、遺伝毒性及び神経毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験の 10 mg/kg 体重/日であったが、より長期の 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量は 20 mg/kg 体重/日であり、この差は用量設定の違いによると考えられた。また、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量が 20 mg/kg 体重/日であったので、これらを根拠として、安全係数 100 で除した 0.2 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした。

2. ニトラピリン

(1) 用途

硝化阻害剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成 18 年 12 月 18 日に厚生労働省より意見聴取をされ、第 3 回確認評価第三部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

ラットの雄に腎腫瘍が、マウスの雌雄に肝腫瘍及び非腺胃乳頭腫、雌にハーダー腺腫瘍が認められたが、生体にとって問題となる遺伝毒性が認められないことから、ADI の設定は可能とされた。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 3 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.03 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした。

3. フルリドン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成18年12月18日に厚生労働省より意見聴取をされ、第3回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

ラットの慢性毒性/発がん性併合試験において、皮膚乳頭腫の発生頻度が増加したが、発生頻度は統計学的な一貫性がないこと及び悪性化する兆候が見られないこと等の理由により、発がん性の変化とは考えられなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の7.65mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.076mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。